

医療施設等物価高騰対策支援給付金 F A Q

大 洲 市

令和5年7月

1. 医療施設等物価高騰対策支援給付金について

Q. 1 医療施設等物価高騰対策支援給付金の目的は？

物価高騰が長期化する中、公定価格により運営されているため患者等に経費負担を転嫁できない医療機関に対して、緊急的に医療施設等物価高騰対策支援給付金（以下「給付金」という。）を支給することにより、安全・安心で質の高い医療サービス等の維持を図ることを目的としています。

Q. 2 給付金の支給額は？

施設の種類によって支給額が異なります。

各施設における物価高騰による運営費増加額（令和4年12月～令和5年3月の運営費合計額と前年同期間の合計額を比較）が、下表の各施設が該当する支給対象施設の支給単価以上である場合は支給単価を支給し、支給単価未満の場合は、運営費増加額（1万円未満切捨て）を支給します。

注）給付金の申請は1施設 1回限りです。

（単位：千円）

施設区分（支給対象施設）		支給単価
病院（保険医療機関に限る。）（定額+病床数による加算）		800 10/床
有床診療所（保険医療機関に限る。）		800
無床診療所＜医科・歯科＞（保険医療機関に限る。）		270
訪問看護ステーション（指定訪問看護事業者に限る。）		90
その他	施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師が開設している施術所に限る。出張専門を含む。）	30
	薬局（保険薬局に限る。）	30

（注）法令等に基づき、国、県又は市町が認可若しくは指定等をし、又は設置若しくは事業開始の届出等を受理したものに限り。

Q. 3 支給された給付金の使途制限は？

給付金は、「Q. 2」のとおり物価高騰による運営費の増加額に応じて支給するものであり、各施設の運営にあたり自由にご活用ください。なお、実績の報告等も不要です。

2. 給付金の支給対象施設について

Q. 4 給付金の支給対象施設は？

支給の対象となるのは「Q. 2」に掲げる施設で、以下の要件を満たす施設です。

- ・ 令和5年2月28日以前に運営を開始した大洲市内に所在する施設で、申請日時時点で運営中であること
- ・ 物価高騰に係る「光熱水費、燃料費、食材費、資材費等」の運営費増加額が1万円以上であること

【対象外】

次のいずれかに該当する者が設置する施設は対象外です。

- ・ 大洲市暴力団排除条例（平成23年大洲市条例第22号）第2条に規定する暴力団、暴力団員若しくは暴力団員等又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者
- ・ 市税に未納がある者（法人を含む）
- ・ 上記のほか、本給付金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が認めた者

Q. 5 休止中の事業所は、運営中の施設に含まれるか。

令和5年7月18日（受付開始日）時点で休止中の施設は対象となりません。

Q. 6 店舗や施設は大洲市内にあるものの本社が大洲市内にない場合、申請できるか。

本社が大洲市外であっても、大洲市内に所在する施設がある場合、当該施設分については支給対象となります。ただし、市外に所在する施設については本給付金の支給対象外であり申請できません。

Q. 7 歯科診療所は支給対象か。

対象となります。

Q. 8 「Q. 2」表中の施設と類似の施設を運営しているが対象となるか。

給付金の支給の対象となる施設は、診療報酬など法令等で定められた単価（以下、「公定価格」という。）を主な収入源としている施設であり、物価高騰の影響による運営経費を利用者へ価格転嫁することが困難であることから、緊急的に支援するものであり、表にない施設は対象となりません。

Q. 9 現在廃業を視野に入れて運営しているが、申請可能か。

申請日時時点で運営している場合は、申請可能です。

3. 給付金の申請について

Q.10 申請の受付期間はいつまでか。また、給付金の支給はいつか。

申請受付期間は、令和5年7月18日（月）～令和5年9月15日（金）までです。
給付金の支給は、審査を終えたものから順に開始し、10月31日までの完了を予定しています。ただし、申請書に不備があり修正に時間を要した場合は遅れる可能性があります。

Q.11 申請書類は何が必要か。

以下の2種類の書類をご準備ください。

① 医療施設等物価高騰対策支援給付金支給申請書（様式第1号）

② 振込先が分かる書類（預金通帳等）の写し

※通帳の表紙と裏の見開き（カタカナでの名義・口座番号の記載部分）の写し

※電子メールでの提出の場合は、写真データによる提出が可能です。

Q.12 申請書類はどこで入手できるのか。

市ホームページで公開しています。ホームページよりダウンロードしてください。

[ホーム](#)>[組織でさがす](#)>[健康増進課](#)>[医療施設等物価高騰対策支援給付金について](#)

URL <https://www.city.ozu.ehime.jp/soshiki/kenkou/55078.html>

Q.13 複数の施設を運営している場合の申請方法は、施設ごとに申請するのか、法人が運営する施設をとりまとめて申請するのか。

法人が運営する施設をとりまとめて申請してください。

支給申請書は、法人単位での申請ができるよう、複数の施設を記入できる様式として
います。

Q.14 複数の施設を運営している場合、すべての施設が支給対象となるのか。特定の施設のみを支給対象とするのか。

「Q.2」の施設区分ごとに、支給要件を備えるすべての施設が対象となります。

例えば、A法人が病院と訪問看護ステーションを運営している場合、病院と訪問看護
ステーションのどちらも支給可能です。

Q.15 「Q.14」において、同じ建物内で複数の施設を運営している場合はどうか。

「Q.2」の施設区分ごとに、支給要件を備える施設が対象となります。

ただし、次の場合には、1施設として扱うことになるのでご注意ください。

(例)施設区分「施術所」について、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師とし
ての施術所と柔道整復師としての施術所を併設している場合

Q.16 同じ建物内で複数の施設を運営している場合、施設ごとの運営費の計算方法は。

面積や稼働日数、利用人数等で按分するなど、実情に応じた合理的な方法で按分し、それぞれの施設の運営費を算定してください。按分方法に具体的な定めはありませんので、各施設の判断で行ってください。なお、後で説明を求めることがありますので、計算方法とその根拠は明確にしておいてください。

Q.17 物価高騰等の対策として行った設備投資を資材費として算定できるか。

今回の給付金は、物価高騰等により厳しさを増す事業運営を支援するものであり、設備投資は支給の対象外となりますので、給付金の算定には含めないでください。

Q.18 運営費として計上できない費用は何か。

運営費とは、「光熱水費、燃料費、食材費、資材費等」です。「人件費、機器・備品購入費、施設整備費」は対象となりません。

【対象外となる経費の例】 ※②～④は、会計上資産に区分するものが該当します。

- ① 人件費（給料、手当、社会保険料、福利厚生費等）
- ② 機器・備品購入費（医療機器、介護ベッド、高額事務用機器等）
- ③ 施設整備費（施設増設工事、施設改修工事、空調・電気設備改修等）
- ④ リース料
- ⑤ 利息の支払
- ⑥ 税の支払（ただし、消費税込みで運営費を算定することはできる。）

Q.19 運営開始が令和4年1月からで、令和4年12月から令和5年3月までの「光熱水費、燃料費、資材費、食材代等」の運営経費の合計と前年同期間の合計の比較ができない場合は支給対象外となるのか。

令和4年1月以降に運営を開始した施設については、以下の方法により支給額を算出します。（申請要領に計算例を掲載してあります。）

(1) 令和4年1月1日～令和4年11月30日の間に運営を開始した施設

「運営開始月から令和4年11月までの運営費の月平均×4か月」と「令和4年12月から令和5年3月の運営費の合計額」を比較して増加額を算出し、増加額が該当する支給対象施設の支給単価以上の場合は「支給単価」を、支給単価未満の場合は、「運営費増加額」（1万円未満切捨て）を支給します。

(2) 令和4年12月1日～令和5年2月28日の間に運営を開始した施設

運営開始月と以降の各月の運営費を比較した増加額の合計額を算出し、支給単価以上の場合は「支給単価」を、支給単価未満の場合は「運営費増加額（1万円未満切捨て）」を支給します。

Q. 20 月の途中から運営を開始した場合、その月の運営費はどのように算出するのか。

運営を開始した日がその月の初日以降で、運営日数が1か月に満たない場合は、運営費の日額を計算（円未満切捨て）し、その月の日数を掛けることで1月分の運営費としてください。

【例】 令和4年1月26日に運営開始した場合の4月の運営費
1月26日～1月31日の6日間の運営費合計 30,000円
 $30,000円 \div 6 = 5,000円$
 $5,000円 \times 31日 = \underline{155,000円}$

Q. 21 物価高騰により増加している経費がある一方で、利用者が減少したため食材費や資材費が大きく減少し、結果として運営費総額では減少となり支給の対象とならない。利用者の減少分は考慮されないのか。

以下の対象施設に該当する場合は、利用者数の減少分を調整のうえ、運営費増加額を算定することができます。また、運営費の減少に大きな影響を与える客観的な要因がある場合は、別途お問い合わせください。

(1) 対象施設

令和4年12月から令和5年3月の利用者数が減少しており、かつ、運営費増加額を算定した結果、

- ① 支給対象外となる施設（増加額が1万円未満）
- ② 支給額が支給単価未満となる施設

(2) 給付金算出方法

令和3年12月～令和4年3月の運営費総額を令和4年12月～令和5年3月の利用者数で割り戻して、令和4年12月～令和5年3月の運営費総額との差額を算出し、差額が1万円以上の場合は所定の額を支給する。

【例】 無床診療所

- ① R3.12～R4.3月：延べ患者数 1,000人 運営費総額 200万円
- ② R4.12～R5.3月：延べ患者数 800人 運営費総額 180万円

①の運営費を調整 $200万円 \times 800/1000 = 160万円$

$180万円 - 160万円 = 20万円 < 27万円（支給単価）$ 20万円を支給

※対象期間の延べ利用者数の確認が困難な場合は、特定の日（4月1日など）や特定の期間の利用者数をもとに算定するなど、施設の実情に応じてご判断ください。

Q. 22 メール申請の際の宛先とする「責任者」、「担当者」とは誰か。

「責任者」とは当該業務における責任を負う役職員を指し、「担当者」とは本給付金の受給にあたっての事務を直接担当する者を指します。

Q. 23 メール申請の際、責任者の個人アドレスではなく、施設（会社）の共用アドレス又は代表アドレスのみをCc（又はTo）に指定して送信してもよいか。

メール申請の内容が責任者本人にも共有されたことを確認する必要がありますので、共用アドレスや代表アドレスではなく、責任者個人宛てに送付されるアドレスを指定して送信してください。

責任者個人宛てのアドレスに同時に送信できない場合、メールでの申請はできません。郵送での申請をお願いします。

Q. 24 メール申請にあたり、個人事業主のため責任者と業務担当者が同一となっているが、申請書に記載するアドレスは1つでよいか。また、その場合送信先はどうすればよいか。

個人事業主本人が当該業務の担当者となる場合、申請書の「責任者」欄と「担当者」欄にはそれぞれ個人事業主本人の情報を記入してください。

また、その場合は責任者宛てのCc（又はTo）による送信は必要ありません。

4. 申請書類について

Q. 25 運営費増加額の実績比較のための証拠書類を提出する必要はあるか。

提出の必要はありません。

ただし、運営費増加額を算定した計算メモ、電気代の領収書などの申請に係る証拠書類は、給付金の支給年度の翌年から起算して5年間保存しておいてください。必要が生じた場合、提出をお願いすることがあります。

Q. 26 インターネットバンキングを利用しているが、口座が分かる書類とは何を用意すればよいか。

口座名義及び口座番号が確認できる画面のコピーや画像データを提出してください。

ただし、画像データを提出する場合は、画像が鮮明であり内容が読み取れるものであるかどうかをあらかじめ確認してください。

Q. 27 郵送による提出の場合、通帳を撮影した画像を印刷したものを提出してもよいか。

差し支えありません。ただし、画像が鮮明であり内容が読み取れるものであるかどうかをあらかじめ確認してください。

Q. 28 申請後、記載漏れや表記誤りなどの申請内容の誤りに気付いた場合はどうすればよいか。

市民福祉部 健康増進課 までご連絡ください。

<電話番号> 0893-23-9117

<受付時間> 午前9時～午後5時（土日祝を除く）

5. その他

Q. 29 医療施設等物価高騰対策支援給付金に係る問い合わせ及び申請書の提出先は。

【お問合せ先】

市民福祉部 健康増進課

<電話番号> 0893-23-9117

<受付時間> 午前9時～午後5時（土日祝を除く）

【提出先】

<電子メールの場合>

kenkouzoushinka@city.ozu.ehime.jp

※メールにより提出する際は、**必ず To 又は Cc で自社の責任者の個人アドレスにも送信してください。**

<郵送の場合>

〒795-0064

大洲市東大洲 270 番地の 1

大洲市総合福祉センター内 健康増進課 宛

Q. 30 申請書類は持参により提出できるか。

持参による受付は原則ご遠慮いただいております。郵送又はメールによる申請をお願いします。

Q. 31 同様の趣旨の給付金を他団体（国・県等）から受けている、又は受ける予定があるが、この給付金を受給することはできるか。

他団体からの同趣旨の給付金の受給（予定を含む）の有無に関わらず、本給付金を受給することが可能です。ただし、本給付金を受給した場合に他の給付金を受けることができるか否かは、他の給付金の支給要件をご確認ください。

Q. 32 本給付金の税金上の取り扱いは。課税対象となるか。

この給付金は、税務上、益金（個人事業主の場合は総収入金額）に算入され課税対象となる可能性がありますので、詳細については税務署にご確認ください。

Q. 33 給付金の申請について、電話がかかってくることはあるのか。

あります。

申請書に不備があった場合、修正をお願いするために、担当課（大洲市市民福祉部健康増進課）から連絡することがあります。

問い合わせをする場合は

<電話番号> 0893-23-9117

の番号からになります。特殊詐欺にはご注意ください。